

マレーシアにおける民事裁判（3）
～訴訟前の資産凍結～

2022年12月

One Asia Lawyers Group

マレーシア担当

日本法弁護士 橋本 有輝

マレーシア法弁護士 Clarence Chua Min Shieh

1. はじめに

マレーシアの訴訟を概説する本シリーズでは、前回、訴訟の開始について概観した。

今回は、訴訟前に相手方当事者の資産を凍結する制度である Mareva injunction

（マリーバ・インジャンクション日本の仮差押えに相当するもの）について、説明を試みる。



2. マリーバ・インジャンクションとは？

マリーバ・インジャンクション（以下、「資産凍結命令」）は、Mareva Compania Naviera SA v International Bulkcarriers SA¹ という判例に由来したもので、被告が関与している事件の判決が出るまで、被告財産の処分を禁止する仮の命令である。この命令は「原告の係争中の請求に対応するために必要な場合」に出され得るものであり²、つまり、資産凍結命令は、原告による申立てがなされていない場合であっても実施される可能性がある。この命令は、Civil Procedure Rules 1997（民事訴訟規則）で“freezing order”とも呼ばれており、両者は同じように使われることが少なくない。

¹ [1980] 1 all er 213

² S & F International Limited v Trans-Con Engineering Sdn Bhd [1985] 2 CLJ 228

3. 資産凍結命令の手続き³

申請は、宣誓供述書を添付した申請通知書によって行う。この申請は、被告に通知することなく、また被告を法廷に出席させることなく行われるのが一般的で、**ex-parte application**（「一方的な申請」という意味）とも呼ばれている。緊急性が高い場合、原告は実際の訴訟を提起する前に申請を行うことも可能であり、この点は日本の仮差押えと同じである。

この申請をサポートする宣誓供述書は、以下の点などを含む必要がある⁴。

- 請求の原因となる事実
- 仮処分申請の原因となる事実
- 一方的な申請を正当化するために依拠すべき事実（相手方への通知の詳細、通知が行われていない場合は通知を行わなかった理由を含む）
- 請求または申請に対する相手方の回答（または相手方が主張する可能性のあるもの）など

4. 資産凍結命令認容のための検討される事項

裁判所が何を考慮するかについては、以下の判例法を参照する。すなわち、**Bank Bumiputra v Lorrain Osman**⁵では、原告は次の3点を示さなければならないとされた。① 請求に理由のあること（**Good Arguable Case**）、② 被告が管轄内に資産を有するという証拠、③ 判決が出る前に被告によって資産が処分される可能性があること、である⁶。

³ 詳細は、Rules of Court 2012 が規定する。

⁴ Order 29 Rule 1(2A), Rules of Court 2012

⁵ [1985] 2 MLJ 236

⁶ Beyond Hallmark Sdn Bhd v Leong Tuck Onn Wong Swee Min [2017] MLJU 1315

また、日本の仮差押えと同様、本訴において原告が敗訴した場合における被告の損害賠償請求権の担保として、一定の担保金を裁判所に納めるよう要求される場合がある⁷。

5. 資産凍結命令の取得後の流れ

資産凍結命令が出されると、命令の日から7日以内に当事者に送達されなければならないが、裁判所は命令の日から14日以内に当事者が出席の上（つまり、原告と被告の両方が出席して）申請を審理する日を決めなければならない⁸。つまり、資産凍結命令は、原則21日間有効である⁹。そのうえ、上記審理を踏まえて裁判所はこの凍結の期間の延長又は取消を決定することになる。なお、上記21日以内に審理期日の指定がされない場合、新たな凍結命令の申請する必要がある¹⁰。

以上の通り、一旦申請者の申請のみに基づいて決定された資産凍結命令は暫定的なものという扱いである。これは、被告の資産を自由に移動・処分する権利を著しく侵害するものであるため、凍結命令に対して被告側から異議を申し立てる機会を与えるためである。

また、訴訟の提起前に申請が行われた場合は、命令が下されてから2日以内（又は裁判所が適切と考える期間）に訴訟を提起しなければならない¹¹。

6. 結論

以上が資産凍結命令の概要となります。しかし、凍結命令には様々なパターンがあり、その都度原告のニーズも異なります。今回ご紹介した内容をさらに詳しくお知りになりたい場合は、お気軽に弊社までお問い合わせください。次回は、他の形式の凍結命令及び仮処分申請についてご紹介します。

◆ One Asia Lawyers ◆

⁷ Keet Gerald Francis Noel John v Mohd Noor @ Harun Abdullah and Others [1995] 1 CLJ 293

⁸ Order 29 Rule 1(2BA), Rules of Court 2012

⁹ Order 29 Rule 1(2B), Rules of Court 2012

¹⁰ RIH Services (M) v Tanjung Tuan Hotel [2002] 3 MLJ 1

¹¹ Order 29 Rule 1(3)(b), Rules of Court 2012



「One Asia Lawyers Group は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または info@oneasia.legal までお願いします。

< 著者紹介 >



橋本有輝

**One Asia Lawyers Malaysia
弁護士（日本）**

日本において法律事務所を立ち上げ、国内3拠点を有する弁護士法人の代表社員として勤務。国内企業を含め、地方自治体や政党など幅広い組織の顧問弁護士として活動する。その後、2020年9月より One Asia Lawyers に参画。マレーシアを中心にクロスボーダーのアジア法務全般（M&A、各種規制調査等）のアドバイスを提供している。

yuki.hashimoto@oneasia.legal



クラレンス・チュア・ミン・シー（Clarence Chua Min Shieh）

**One Asia Lawyers Malaysia
弁護士（マレーシア）**

マレーシアの弁護士で、主に訴訟、紛争解決、契約に関する助言の分野で、個人および企業内での実務経験がある。契約上の義務やドラフティング、会社法、不法行為、データ保護、訴訟リスクマネジメントについてアドバイスを提供。2022年1月より One Asia Lawyers に参加し、マレーシアの法令に関わる法務のアドバイスを提供。

chua.clarence@oneasia.legal